

○紀南地方老人福祉施設組合管理者の職務を代理する吏員の順序を定める規則

(平成17年12月21日)
訓令第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第152条第3項の規定に基づき、管理者の職務を代理する事務吏員の順序は次のとおりとする。

第1順位 事務局長

第2順位 園長

附 則 (平成17年12月21日規則第5号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。